

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 学校園管理室

第1 計画の方針

災害発生時における保健衛生活動を迅速かつ適切に実施し、感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第2 防疫活動

市は、府の指導、指示により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、そ族、昆虫等の駆除を行う。

2 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施 設 名	所 在 地	電 話
和泉保健所	和泉市府中町六丁目12番3号	0725-41-1342

3 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的觀念の普及徹底を図る。

4 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

5 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、防災行政無線の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時には、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

6 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

第3 被災者の健康維持活動

府及び市は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的な実施に努める。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市と府は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援要請を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。